

議案第17号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の容積率の特例許可申請手数料を定める必要があるため、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の134の項の次に次のように加える。

134 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の容積率の特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
-----------	---	------------------------------------	----------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。